

平成29年度 第7回 八千浦区地域協議会

次 第

日時：平成30年2月15日（木）午後6時30分～

会場：八千浦交流館はまぐみ 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

八千浦交流館はまぐみ維持運営基金の状況について

【協議事項】

平成30年度地域活動支援事業について

4 その他

5 閉 会

八千浦交流館はまぐみ維持運営基金の状況について

1 設置の目的

八千浦交流館はまぐみの維持及び運営の財源に充てることを目的として、平成19年度に基金を設置しました。

2 基金事業の目標

活力ある地域社会の形成に資するために設置した「八千浦交流館はまぐみ」の円滑かつ安定的な施設運営を図るため、平成20年度から同交流館の維持管理に要する経費の一部に充てています。

3 基金の運用と処分計画

電源立地地域対策交付金を原資として平成19年度に基金を設置し、平成20年度から取り崩しを行い維持及び運営に努めています。平成29年度で基金の運用・処分計画どおりに全額を取り崩し終えることとなります。

4 基金の残高の推移と管理運営の概況

資料No.1 - 2のとおり

5 施設の維持確保

八千浦交流施設はまぐみ（供用開始 交流館：平成19年、スポーツハウス：平成23年）は、公民館の中でも新しい施設です。年間6万人を超える利用があり、賑わいのある優良な施設となっています。また、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する目的に照らし、現有施設を引き続き維持していきます。基金が終了となる平成30年度以降は一般財源を充て施設の維持確保に努めます。

6 今後の予定

上越市八千浦交流館はまぐみ維持運営基金条例の廃止について、市議会3月定例会に提案する予定です。

7 参考資料

上越市八千浦はまぐみ維持運営基金条例

資料No.1 - 3

電源立地地域対策交付金により造成した基金の公表

資料No.1 - 4

基金の残高の推移と管理運営の概況

年 度	【円】			【円】 年度末残高 (A+B-C)	【千円】 維持管理費	【千円】 歳 入	【人】 利用者数
	積 立 額						
	元金又は前年度末残高 (A)	利 子 (B)	取崩額 (C)				
平成 19 年度	(設置時) 100,000,000	-	-	100,000,000	15,873	2,646	33,186
平成 20 年度	100,000,000	290,136	10,000,000	90,290,136	16,628	3,212	44,424
平成 21 年度	90,290,136	225,725	10,000,000	80,515,861	16,869	5,905	46,546
平成 22 年度	80,515,861	81,177	10,000,000	70,597,038	16,903	4,568	48,990
平成 23 年度	70,597,038	28,316	10,000,000	60,625,354	20,053	5,303	62,515
平成 24 年度	60,625,354	18,187	10,000,000	50,643,541	22,577	5,294	60,025
平成 25 年度	50,643,541	12,730	10,000,000	40,656,271	24,676	5,401	63,904
平成 26 年度	40,656,271	10,164	10,000,000	30,666,435	24,635	5,233	63,301
平成 27 年度	30,666,435	7,687	10,000,000	20,674,122	24,729	5,565	65,070
平成 28 年度	20,674,122	4,134	10,000,000	10,678,256	21,906	5,098	62,502
平成 29 年度	10,678,256	(予定) 6,406	10,684,662	(予定) 0	(見込み) 22,033	(見込み) 4,789	(見込み) 64,753

※1 平成 19 年度は基金取崩額とは別に電源立地地域対策交付金（電源立地等初期対策交付金）9,700 千円の交付を受け充当している。

※2 平成 23 年度以降の維持管理費・歳入・利用者数に「スポーツハウスはまぐみ」に係る数値が含まれている。

報告事項 資料No.1-3
第7回八千浦区地域協議会
社会教育課

○上越市八千浦交流館はまぐみ維持運営基金条例

平成20年3月28日

条例第12号

(設置)

第1条 上越市八千浦交流館はまぐみの施設の維持及び運営に要する経費の財源に充てるため、上越市八千浦交流館はまぐみ維持運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項各号に掲げる保険事故があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年3月31日から施行する。

電源立地地域対策交付金により造成した基金の公表

平成29年3月末現在

基金の名称	上越市八千浦交流館はまぐみ維持運営基金
平成28年度基金造成額 (交付金相当額)	
平成28年度末残高 (交付金相当額)	10,678,256円 (10,678,256円)
基金事業の概要	「上越市八千浦交流館はまぐみ」の施設の維持及び運営に要する経費の財源に充てるため、本基金を造成した。
基金事業を終了する時期 (予定)	平成29年度
基金事業の目標	地域の活性化及び地域住民の連帯感の醸成を図る場として利用されている「上越市八千浦交流館はまぐみ」の円滑かつ安定的な施設運営を図ること。

項目	平成29年度の状況	平成30年度
採 択 方 針	右欄上段のとおり	・平成29年度と同様
募 集 期 間	・4/3(月)から5/8(月)まで	・4/2(月)から5/7(月)まで
周 知 方 法	■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市HPへの掲載 ・主要施設への募集要項などの配置 ・報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・平成29年度と同様
	■八千浦区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/13(月) 説明会開催(センター主催) ・4/1 募集要項を全戸配布	■八千浦区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/22(木)午後6時30分～説明会開催 ・4/1 募集要項を全戸配布
補 助 率 等	・事業費の上限・下限：なし ・傾斜配分：なし ・補助率：10/10以内	・平成29年度と同様
審 査 方 法	・全事業提案者説明、質疑を実施 ・点数化せず、右欄下段の基本審査・共通審査基準に基づき挙手により採否を決定 (会長を除く出席委員の過半数で採択)	・平成29年度と同様
そ の 他	・委員が提案団体の代表者や役員であった場合の審査への関わりについて → 全ての審査に参加する	・平成29年度と同様

※平成30年1月25日開催 第6回地域協議会にて決定

◆平成29年度 八千浦区の採択方針

八千浦区 地域活動支援事業 採択方針

- ・区内住民の創意工夫により自主的に取り組み、区の活性化及び区内住民の連携・交流に寄与することができる次の項目に沿って優先的に採択する。
 - 1 提案される事業は、従来の事業を発展させたものか、新たに取り組む事業とする。
 - 2 事業を実施することにより、区内住民の活性化と生活環境等の向上を図ることが期待できるものとする。
- ・なお、提案された事業前記項目にそわない場合の事業については、提案された趣旨が区内で実施されている事業の地域バランスや地域要望等を考慮し採択することができる。

優先的に採択する事業の分野

- 地域の振興
(例) 地域資産の有効活用や広報、地域活性化事業、コミュニティの基盤強化に関する事業
- 交通安全・防犯・環境の整備
(例) 交通安全・防災など住民の安心安全の強化につながる事業や、住環境の向上に関する事業 等
- 教育文化・健康・福祉の充実・振興 等
(例) 生涯学習、青少年健全育成活動、伝統文化継承、健康づくり、高齢者・子育て支援など住民の福祉向上に繋がる事業 等
- その他
上記に属さないが、八千浦区の活性化につながる事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通)

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

審査項目	審査の視点
① 公 益 性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必 要 性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実 現 性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参 加 性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発 展 性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。